



## 松本市子ども日本語教育センター便り

平成 31 年 4 月



松本市渚 1-5-34  
松本市立田川小学校内  
電話 0263-25-7143

平成も残すところあとわずか。この平成の時代に、外国由来の人々をめぐる世の中の動きがずいぶん変わりました。日系人が労働者として大勢入ってきた 90 年代初頭、学校にも子どもたちが沢山転入し日本語教室が開設されました。当時は日本語教育のノウハウがなく、先生方が右往左往されていたことを思い出します。あれから 30 年。奇しくも平成最後の春に出入国管理法が改正され、労働者をはじめとする多くの外国人の来日が予想されます。地域に住む外国由来の人々との共生、そして子どもたちの教育を一層考えていかなければならない時代に突入したと言えるでしょう。

新年度も、すでに多くの支援依頼が来ています。子どもたちとこれからどう向き合うか、私たち子ども日本語教育センターも、学校の先生方と一緒に考えていきたいと思っています。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

### 外国由来の子どもたちの転入に際して… 学校でできること

来日して間もなく、学齢期の子どもたちは日本での学校生活をスタートさせます。学校暦が異なる国からの来日や家族の都合等さまざまな理由で、そうした子どもたちの転入は“ある日突然”であるケースが非常に多いです。そんなとき、学校ではどんな対応をしたらいいのでしょうか。

★急に転入の知らせが入った。受け入れる際に、どのような準備が必要？

- ① どこからどんな理由で来たのか知っておく。
- ② 転入する前の学校での様子を知る。
- ③ 児童生徒の学習状況と家庭状況を把握する。
- ④ 子どもの日本語能力を早めに知っておく。



→ 日本語力判断チャート（※事業説明会配布資料 P7）をご活用ください。

- ⑤ 保護者の最初の来校時には通訳を確保する。

→ 保護者が知りたいこと、学校側が伝えたいことを正確に伝えるためにも、保護者の不安を和らげるためにも、通訳の確保をしておくといいでしょう。市教育委員会学校指導課までお問い合わせください。

- ⑥ 困ったときに相談できる関係者の連絡先を知っておく。

→ 子ども日本語教育センターはもちろん、松本市多文化共生プラザ（M ウィング 3F、電話 39-1106）など。多文化共生プラザには、一般的な生活相談のほか、在留資格など法的なことに関する専門の相談員もいます。

- ⑦ 子どもの母国の文化を知っておく。

→ 例えばブラジルでは、小さい女の子でもピアス、指輪、化粧などをします。また、部活動の先輩、後輩の上下関係や整然とした団体行動などは、特に非儒教圏の人々にはなじみがありません。

学校で子どもが清掃をする習慣がない国もあります。何かトラブルがあった時、その原因は文化の違いにあることが多いのです。外国由来の子どもとの出会いは、国際社会で生きていかなければならない日本人の子どもたちにとっても、異文化・異言語を学ぶ貴重な機会になるはずです。

★クラスの子どもたちが、外国由来の子どもを受け入れるようにするには、どうしたらいい？

言葉が十分に理解できないと自信がなくなり、落ち着きや集中力がなくなると見えたり本人にとってもストレスがたまりやすくなります。まずは、日本人の子どもたちが外国人の子どもを助けるような雰囲気を作りましょう。また、外国由来の子どもたちが積極的にクラス参加しやすいよう総合的な学習の時間や体育、英語などをうまく活用しましょう。（例：その子の出身国や出身地域について、子どもの年齢と興味に合わせた学習の機会を作る等）。彼らが日本人の子どもの中で自分の居場所を確認し、自尊感情を育てられる機会が作れるといいですね。

★日本語ができない子どもをどのように授業に参加させていけばいい？

基本的な注意点としては、①やさしい言葉への言い換えを行う。②なるべく視覚的な情報を入れながら説明を工夫する。③一文は短く。④説明の過程で理解の確認をしながら進める。⑤繰り返しや抑揚をつけたりしてポイントを明確にした話し方をこころがける。などがあげられます。日本語力が十分でない子どもを意識した話し方や教え方は、日本人の子どもにとっても分かりやすい授業になると言われています。

参考文献『日本語が離せないお友だちを迎えて～国際化する教育現場からのQ&A～』 くろしお出版

## 「日本語を母語としない児童生徒支援事業説明会」開催



松本市教育委員会は16日、「平成31年度・日本語を母語としない児童生徒支援事業説明会」を開き、日本語指導の対象となる児童生徒への日本語支援の内容や支援までの流れ、必要書類の記入法など説明しました。年度初めのお忙しい中、多くの先生方のご参加、ありがとうございました。

説明会後に頂いた手続きに関する質問に以下、お答えします。

★ 支援依頼の締め切り日が設けられていますが、これを過ぎてしまったら今年度の支援は受けられないのでしょうか。

→ 来日児童生徒の場合… 外国由来の子どもたちの転入は、時期を問わず“ある日突然”ということが非常に多いです。来日した子どもに、日本語の不自由さが見られたら支援依頼をあげてください。年度途中、いつでも対応します。

→ 配慮が必要か見極め中の児童生徒の場合… 子どもの様子を校内で見ていただき、「もしかしたら日本語の学習も必要かも」とお感じになられたら、まずは支援依頼をあげてください。コーディネーターが子どもの様子を見に伺います。その後、その子に必要な支援は何かを先生方と一緒に探り、日本語支援も必要と判断されたら、年度途中からでも、子ども日本語教育センターによる支援は可能です。